

下水道政策研究委員会  
流域管理小委員会 中間とりまとめ（案）

目 次

- 1．本委員会における検討事項
- 2．流域管理に係る課題の背景と検討の視点
- 3．流域管理に必要なアプローチ
  - (1) 流域の最適解を求めるために必要な場・プロセスの構築
  - (2) 地域の最適解を求めるために必要な場・プロセスの構築
- 4．流域一体となった水質改善のための施策～高度処理の推進～
  - (1) 施策の方向性
  - (2) 高度処理の重点化
  - (3) 高度処理を推進するための施策
- 5．都市内における望ましい水・物質循環系構築のための施策
  - (1) 施策の方向性の転換
  - (2) 施策の重点化
  - (3) 都市内の水辺再生、水路等の水量確保のための施策
  - (4) 地域にとって望ましい雨水の管理のための施策
- 6．その他の取組
  - (1) 情報発信の推進

## 1. 本委員会における検討事項

これまでの流域管理小委員会では、流域管理の視点から下水道の高度処理の推進や都市の水循環再生のための施策について検討を進め、提言を行ってきた。これを受けて、下水道法改正による高度処理共同負担制度、雨水流域下水道制度の創設や、特定都市河川浸水被害対策法の制定による総合的な流域浸水対策の制度化などの具体化を図ってきたところである。

しかしながら、閉鎖性水域における水質改善の遅れ、平時における都市内の河川や水路等の水量の減少や水辺空間の喪失、浸水被害の深刻化等、健全な水循環系の再構築、良好な水環境の創出に向けて、依然としてなお多くの課題が残されている。

一方、平成17年9月に下水道ビジョン2100が策定され、中長期的視点からみた21世紀の下水道のあり方や方向性が示され、普及拡大中心の20世紀型下水道から水循環・資源循環を創出する21世紀型下水道へ転換し、水循環に関しては、雨水・再生水の活用による水利用・再生ネットワークを図る「水のみち」を目指すこととした。

これらをふまえ、今回の流域管理小委員会では、「水のみち」の実現に向けて、今後20～30年間の施策展開に向けて、

- (1) 流域が一体となって公共水域の水質改善を図るための方策はいかにあるべきか
- (2) 都市内の水辺の再生、水路等の水量確保を図るための方策はいかにあるべきか
- (3) 近年の豪雨被害の深刻化に鑑み、施設による「雨水の排除」の考え方から、貯留・浸透も含めた「雨水の管理」への転換をいかに進めるべきか
- (4) 地域住民、NPO等との目標の共有、協働に向けた仕組み及び地域の熱意を活かすための方策はいかにあるべきか

について、具体的な制度検討を進めていくこととした。

本報告書は、平成19年1月から3月までの審議結果を踏まえ、中間報告としてとりまとめたものであり、今後さらに審議を重ね、本小委員会の提言としてとりまとめを行う予定である。

## 2 . 流域管理に係る課題の背景と検討の視点

高度経済成長期の日本社会は、急速な経済成長や、都市への人口・産業の集中により、大量生産・大量消費型社会への移行、急速な市街地の拡大、大量の生活排水等の発生を招き、このような社会状況の変化は、「多種多様な化学物質の利用による水系リスクへの懸念」、「雨水浸透や保水能力の低下による都市型浸水被害の増大や平常時の河川流量の減少」、「水路の暗渠化等による都市域での水辺空間の減少」、「大量の生活系由来の汚濁負荷の流入による閉鎖性水域の富栄養化の進行」等、水環境に関する問題を惹起している。

このような状況を踏まえ、21世紀社会では、水に関連する分野として、水害に強い安全な社会、衛生的環境が確保された社会、環境に配慮した良好な生活環境を有する社会が求められるようになると考えられる。

以上をふまえ、本流域管理小委員会では、流域管理に関連して21世紀社会において求められる「流域一体となった水質改善」、「都市における水辺再生・水量確保」、「都市における雨水管理」の3つの視点に着目し、流域管理に係る課題を解決するための具体的な制度の検討を行うこととした。

なお、水質及び水量は一体となって水環境を形成しており、これらの3つの視点は相互に関係している部分もあることから、流域管理に係る課題は、水循環の視点と水に含まれる物質循環の視点の両面から捉えることが重要である。また、これらの3つの視点の対象範囲が空間的な広がりを持っていることから、自然条件・都市形態等の地域特性を踏まえ、課題の検討を行うことも重要である。(図 1 参照)

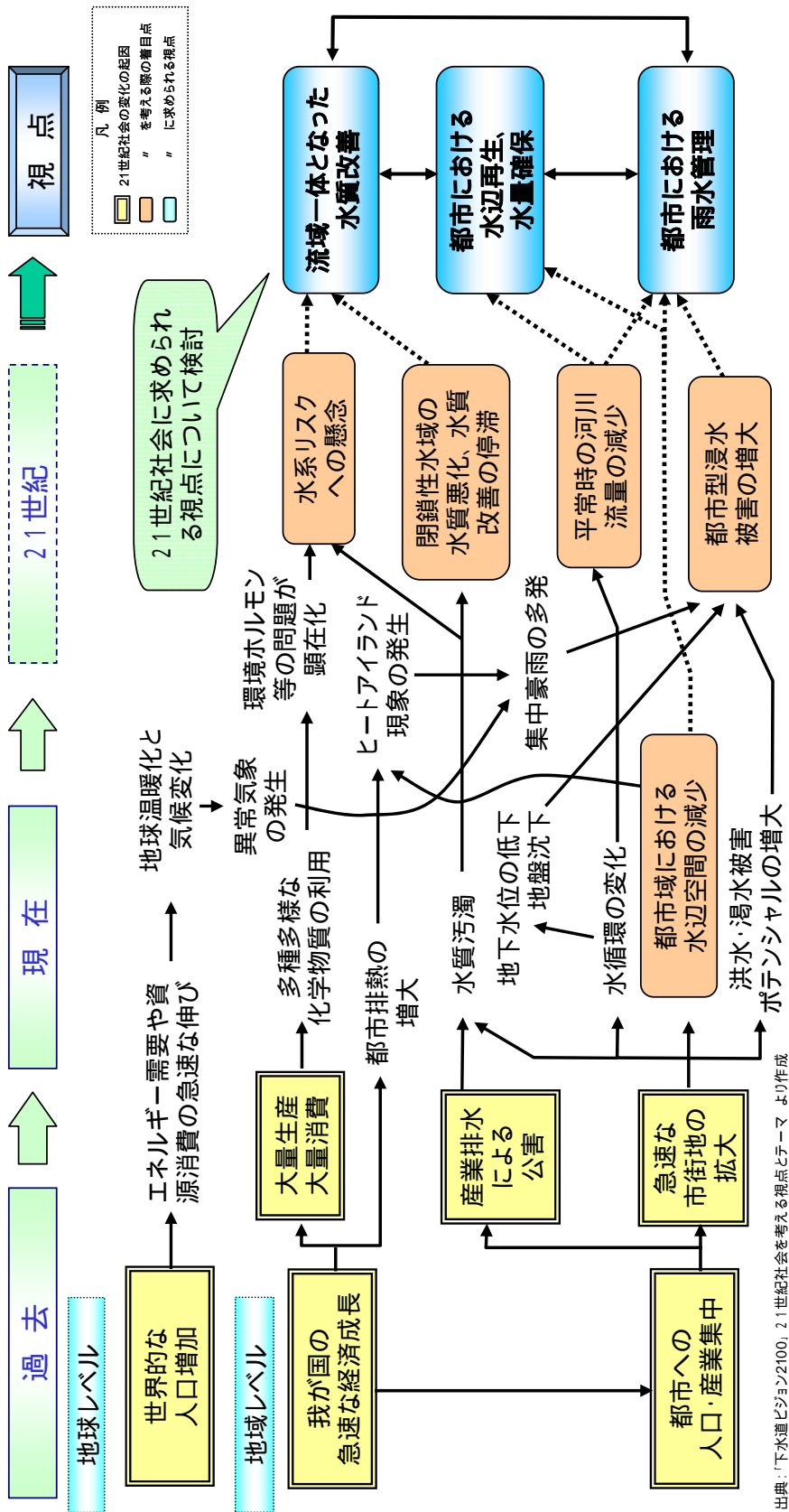


図 - 1 流域管理に係る課題の背景と検討の視点

### 3 . 流域管理に必要なアプローチ

下水道は、基本的に市町村事業であり、下水道の事業計画も市町村区域を対象とするなど、市町村単位のいわば地域的な課題の解決を目指した制度を基本としている。

その一方で、広域的な水域の水質保全や浸水対策など、流域単位の課題を解決するためには、流域全体としての施策の合理性、公平性、効率性などを追求する必要がある。下水道の計画制度でも、都道府県は流域内の市町村の意見も聞きつつ、広域的な水域の水質改善のためのマスタープランとして流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」と呼ぶ。）を策定することとされており、個別の事業計画は流総計画に適合することを求められる。

流域全体の課題に対して合理性、公平性、効率性が担保された最適解を得るためには、流域内の各関係者間の利害を調整しつつ、関係者間で目標を共有していけるようなアプローチが必要となる。

#### （１）流域の最適解を求めるために必要な場・プロセスの構築

##### 場の設置

広域的な閉鎖性水域の水質改善や、河川の上下流バランスを考慮しつつ流域内の貯留・浸透も含めて進める総合的な浸水対策のように、流域が一体となって取り組む必要のある場合には、流域内の関係行政機関や関連団体、NPO等の多様な主体からなる協議会等の「場」を設置し、流域の最適解を求めるための協議、調整を行う必要がある。なお、この「場」は、最適解を求める課題の広がりに応じて適切に設定しなければならない。

都道府県や国等の広域行政機関は、こうした流域等を単位とした協議、調整のための場の設置・運営を主導的に行う必要がある。

##### 流域の最適解を得るためのプロセス

こうした流域レベルの課題では、流域内の各地域に多数の関係者が存在するが、それぞれの地域の最適解の重ね合わせが、必ずしも流域全体としての課題解決のための最適解になるとは限らない。このため、広域的な視点から、多様な関係者間で地域間の利害を調整しつつ、意見を集約し、目標・ビジョンを流域の最適解に到達できる適切なものとして共有できるように取りまとめていく

ための調整プロセスが必要である（図 2 参照）。

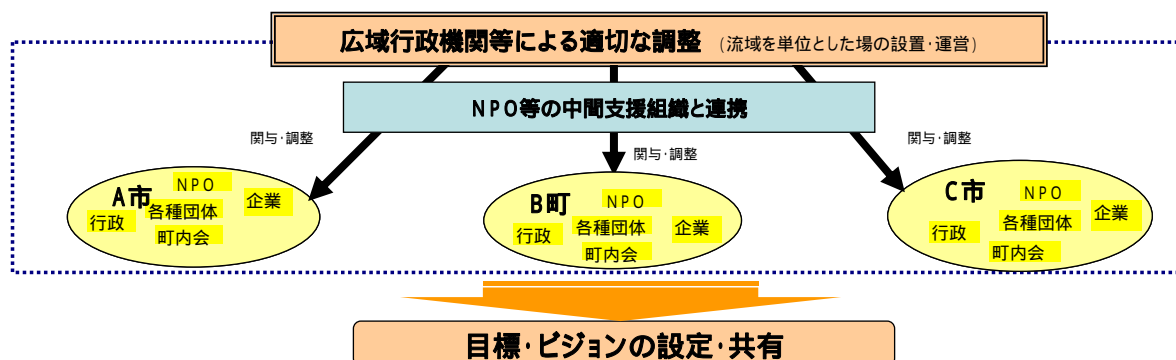


図 - 2 流域の最適解を導くための場のイメージ図

この場合、広域行政機関が流域を単位として活動するNPO等とも緊密に連携を図った上で、広域的な視点から適切な調整を行うべきである。

最適解を求めるプロセスでは、課題の広域性、公共性に応じて、国などによる広域的な視点からの調整機能が要求される。広域的な関与・調整の強さ、広域行政機関のレベル（国、都道府県）は、流域としての最適解を求める課題やそれに係る関係者の広がりに応じて異なる。

特に、複数の都府県にまたがる広域的な水域であって、水利用・生態系確保の観点から、周辺地域の社会経済に特に大きな影響を与える水域（以下、「広域的な重要水域」と呼ぶ。）の水質改善や、広域的な浸水対策のように、流域全体の生命、財産の安全に関わる課題については、国は、都道府県と連携し、広域的観点から地域間のニーズを主導的に調整する必要がある。

#### ビジョン・目標の共有、評価プロセスの重視

流域内の多様な関係者間で、流域単位の課題に対して共同で対応するためには、協議の場における十分な調整が必要であることはもちろんだが、同時に計画段階から関係主体がプロジェクトに参画する仕組みを構築することにより、ビジョンや目標の共有が可能となり、関係者間の問題意識が高まり、役割分担に基づく活動を促すことにもつながっていく。

この際、調整等のイニシアティブを取っていく広域行政機関と関係行政機関、NPO等の中間支援組織等の相互の信頼関係の構築が重要である。

また、取り組みが一定程度進行した段階で、その取組を評価するプロセス

(PDCA サイクル)を導入することにより、活動を発展的に継続させることが重要である。

## (2) 地域の最適解を求めるために必要な場・プロセスの構築

地先の水辺の再生や地域の湧水の復活など、影響の及ぶ範囲が限定的な課題については、地域の関係行政機関や住民等の主体からなる協議会等の「場」を設置し、流域の最適解を求める場合に必要となる「ビジョン・目標の共有」の視点に加え、「地域力の活用」、「地域の発想の尊重」の視点にも留意しつつ、「活動プロセスの重視」のような地域の活動プロセスを重視したしくみを構築することが重要である(図 3 参照)。

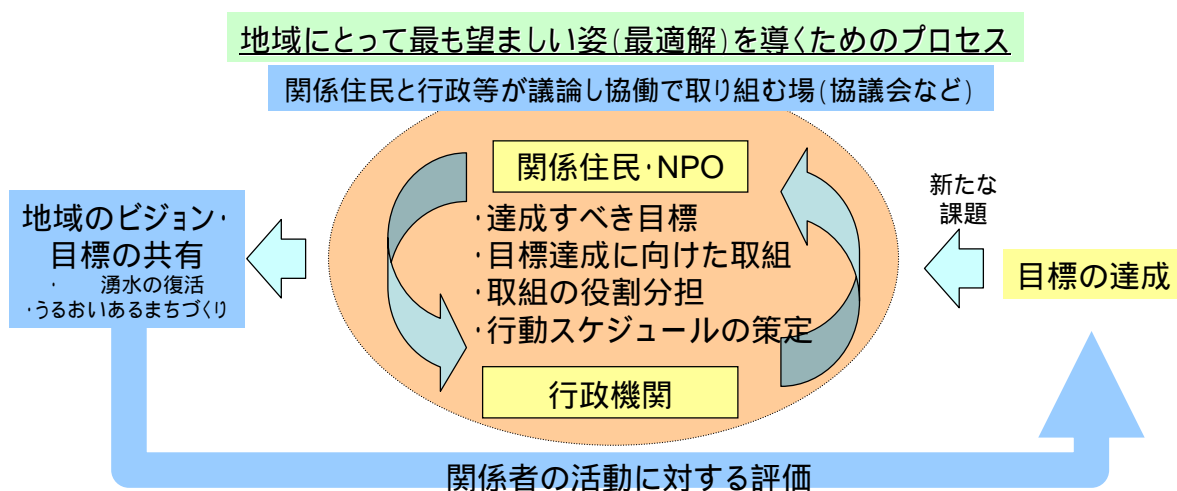


図 - 3 地域にとって最も望ましい姿(最適解)を導くためのプロセス

### ビジョン・目標の共有

地域の最適解を求めるプロセスにおいても、住民・NPO等が計画段階からプロジェクトに参画するしくみを構築することが重要である。計画段階からの参画により、ビジョンや目標の共有が可能となり、施設に対する愛着が生まれ、整備だけでなく、維持管理も含めて、住民・NPO等の問題意識や責任感が高まり、役割分担に基づく活動を促すことになる(図 4 参照)。



図 - 4 計画段階より住民が参画し、結果的に維持管理段階でも住民参画が図られているせせらぎ水路(神戸市)の例

### 地域力<sup>\*1</sup>の活用

地域を良くしようとする気持ち(コミュニティ・プライド)を持った住民の熱意を組織化して、行政とも連携した活動へと発展させる仕組みの構築が必要である。この際、高齢化社会を迎え、リタイアした団塊世代の地域活動への参画や高齢者の生きがいづくりを、地域力の一つとして積極的に活用するとともに、地域に立地する教育機関、企業の社会的責任等も、地域力の一つとして捉え、積極的に活用していくことが望ましい(図 5 参照)。

\* 1 : 地域力...地域が有する人材、組織力



図 - 5 大学が設置を構想しているせせらぎ水路の整備に関し、大学と地方公共団体が協議し、水源や計画を決定した例



## 地域の発想の尊重

地域の発想や創意工夫を柔軟に取り入れることができる制度設計や運営を行うことにより、行政では目の届きにくいきめ細かな施設整備・維持管理が可能となるとともに、整備・管理の低コスト化が図られる等の効果が期待される。また、地域活動へのインセンティブの付与にもつながる。

## 活動プロセスの重視

計画づくりから、整備・管理段階に至るまで住民・NPO等と協働して、「試行的な取組」を育て、広めていくプロセスや、住民・NPO等の意欲向上に繋がり、その活動の活性化に資することになる（図 6 参照）。

また、流域の最適解を求めるプロセスと同様に、取り組みが一定程度進行した段階で、その取組を評価するプロセス（PDCA サイクル）を導入することにより、活動を発展的に継続させることが重要である。こうした活動の活性化を継続させるためには、極力多くの住民が関与する活動とするとともに、他団体との交流連携により活性化を図るなど、行政において住民・NPO等の活動を支援することも重要である。

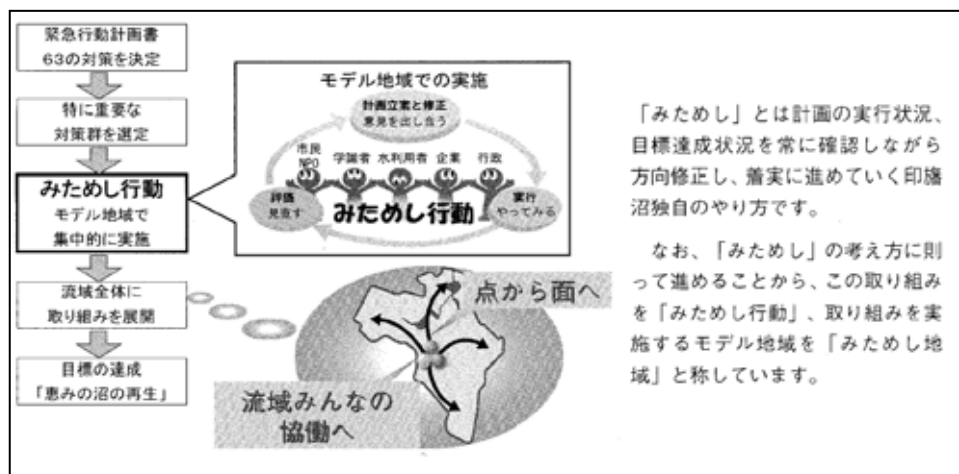


図 - 6 住民・NPO等と協働し試行的な取組を評価し広めていくプロセスの例

（印旛沼：みためし行動）

（平成17年度印旛沼流域水循環健全化会議「みためし行動」活動報告書（千葉県・印旛沼流域水循環健全化会議）

## 4 . 流域一体となった水質改善のための施策～高度処理の推進～

### (1) 施策の方向性

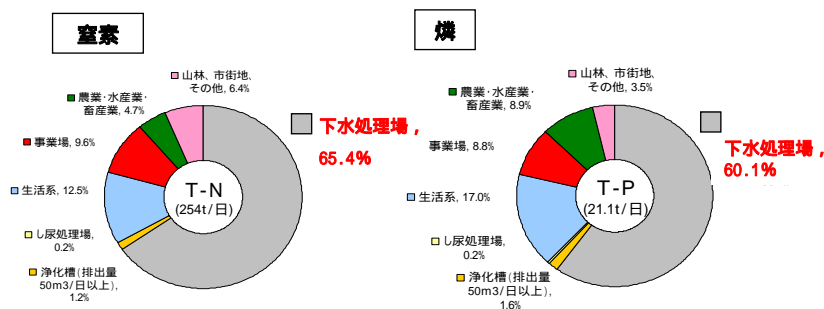
湖沼水質保全特別措置法に基づき指定された指定湖沼や、日本の玄関口として日本経済を支えている三大湾等の閉鎖性水域では、水質改善が依然として進まず、富栄養化の進展によるアオコの発生や、赤潮・青潮の頻発など、将来に向けて水環境に関する懸念材料は増大している（図 7 参照）。



図 - 7 アオコ・赤潮・青潮の発生状況

これらの閉鎖性水域において問題となっている富栄養化の原因は窒素と磷であり、それらの物質の多くはし尿由来となっており、下水道を經由して排出されていることを踏まえると、閉鎖性水域に係る処理場については、積極的に高度処理を推進し、それらの物質を削減し、水質を改善する責任を果たしていく必要がある。特に三大湾等の閉鎖性海域では、流入する汚濁負荷のうち、下水処理場由来の汚濁負荷の割合が大きいことから、水質改善のためには下水道における高度処理が不可欠である（図 8 参照）。

以上のように、下水道へのし尿受け入れに伴う窒素・磷の流出抑制の観点に



窒素及び磷の発生源別排出負荷量(東京湾・平成11年度)  
中央環境審議会水環境部会総量規制専門委員会資料に基づき、国土交通省下水道部が作成

図 - 8 東京湾流入負荷量に占める下水処理場由来の窒素、磷排出負荷量の割合

加え、硝酸性窒素による健康リスクの回避、燐の資源回収等の観点から、将来的には全ての水域において窒素・燐に係る高度処理を標準化することを目指しつつ、それに向けた長期目標として、流総計画で下水道整備が必要な全ての閉鎖性水域において、窒素・燐に係る高度処理を概成すべきである。

こうした長期目標の達成に向けて、下水道においては、窒素・燐に係る高度処理の最終目標を勘案しつつ、段階的な目標を設定し、事業の途中段階において効果を検証しつつ、継続的に事業を進める等、時間管理概念を持ち、流域一体となって着実に高度処理の推進を図るべきである。

## (2) 高度処理の重点化

高度処理の整備は、限られた予算と時間の中で、最大限の整備効果を発揮するため、当面は、水利用・生態系確保の観点から重要な水域であり、整備の遅れが大きな被害や影響発生につながる恐れの高い箇所や、水質改善に向けた地域の取組が一体的に行われるなど水質改善効果の高い箇所に重点化する等、対策の費用と効果を明確にしつつ進めるべきである。

具体的には、以下の水域に重点化すべきである。

広域的重要な水域（具体的には、総量削減計画や法令等に水環境保全が個別に位置づけられ、水質改善施策について都府県を越えて広域的な調整が必要な三大湾、瀬戸内海、有明海、琵琶湖）

湖沼水質保全特別措置法に基づき指定された湖沼

流域の熱意が高く、一体的な取組が期待できるエリア（清流ルネッサンス 計画策定区域等）（図 9 参照）

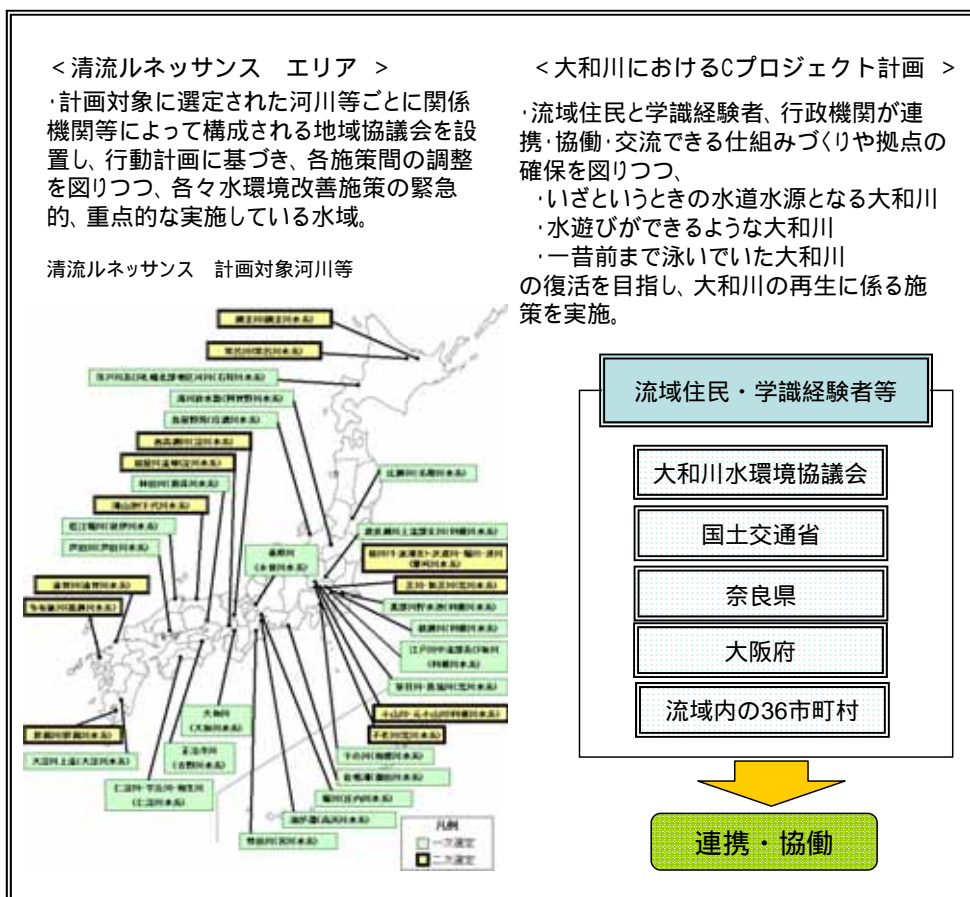


図 - 9 地域の熱意が高く、一体的な取組が期待できるエリアの例

(4) 高度処理を推進するための施策

流域が一体となって連携を図るための枠組みの構築

広域的な水域における水質改善には、下水道部局・河川部局・環境部局・農林部局等、関係部局が多数にわたるため、流域単位で、関係部局や住民・NPO等の多様な主体が一同に会して、部局間の許容汚濁負荷量の配分、住民・NPO等との連携方法、水質浄化活動の普及啓発や環境教育等について調整を行い、役割分担を明確化すべきである。

また、多くの地方公共団体が関係するため、部局別からなる場において地方公共団体間の役割分担を明確化すべきである。下水道については、下水道に割り当てられた許容汚濁負荷量の地方公共団体間の配分や段階的な水質改善目標等について調整を行い、下水道の普及や高度処理の整備等の汚濁負荷削減対策を推進すべきである(図 10参照)。

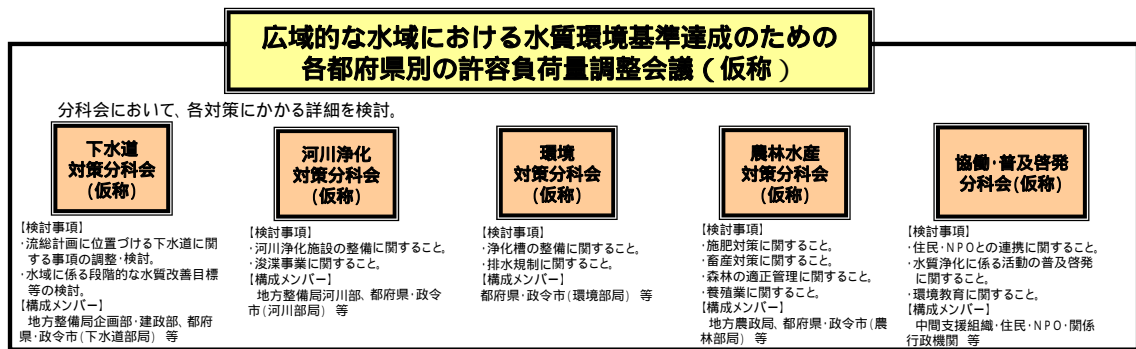


図 - 10 広域的な水域における役割分担を調整する枠組みのイメージ

このような多様な関係者間の調整に当たっては、広域行政機関が中間支援組織として流域単位で活動している NPO 等と十分連携しつつ、コーディネーターとしての役割を果たすことが望ましい。

なお、三大湾等の広域的な重要水域では、許容汚濁負荷量の都府県間配分に加え、段階的な水質改善目標の調整や部局間の許容汚濁負荷量の配分の調整を図る等、国が主導的に関与・調整し、高度処理を特に重点的に推進すべきである（図 11 参照）。また、複数の都府県にまたがる県際水域においても、地方公共団体から要請がある場合には、広域的視点から、国が都府県間の許容汚濁負荷量の配分を調整するべきである。

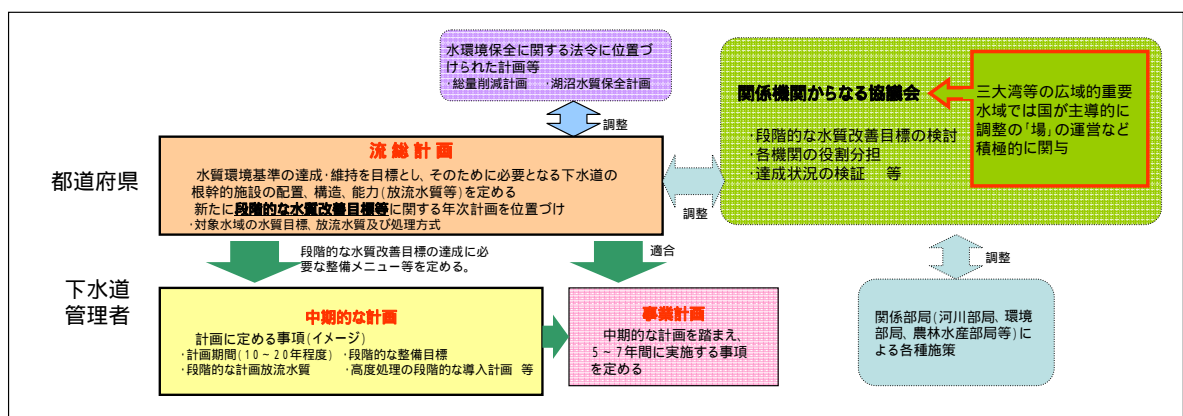


図 - 11 流総計画と事業計画の関係及び国の関与（イメージ）

### 高度処理の計画的な推進

後れている高度処理を着実に推進するため、流総計画と事業計画双方に段階的な目標を定め、時間管理概念を持って事業を進める必要がある。このため、

流総計画において高度処理が必要とされる水域等では、段階的な水質改善目標等（対象水域の目標水質、放流水質及び処理方式に関する年次計画）を新たに流総計画に位置づけるとともに、その目標等を達成するために必要な下水道管理者ごとの整備メニュー等（段階的な高度処理の導入計画等）を中長期計画（計画期間：10～20年程度）に定め、事業計画では、中長期計画を踏まえ、5～7年間に実施すべき高度処理施設の整備に関する事項を定めるべきである。なお、目標の達成状況を適宜検証することにより、高度処理の計画的かつ着実な推進を図ることが望ましい（図 11 参照）。

#### 段階的な高度処理の推進

下水処理場の新設・増設・改築の場合には、原則として最終目標の高度処理レベルに対応した施設で整備することとし、施設の全面的な改築が見込めない処理場であっても、部分的な設備更新時の高度処理対応、処理能力の余裕の活用、運転管理の工夫、凝集剤添加設備の設置等、早期に導入可能な方法を採用することにより、処理水質を段階的に向上し、汚濁負荷の早期削減を図るべきである（図 12 参照）。

また、閉鎖性水域に流入する汚濁負荷の総量を効率的に削減するためには、流域全体で汚濁負荷の削減を図ることが重要であることから、国は、流域内の下水道管理者が一体となって処理水質レベルの向上を図る取組に対し、重点的に支援すべきである。

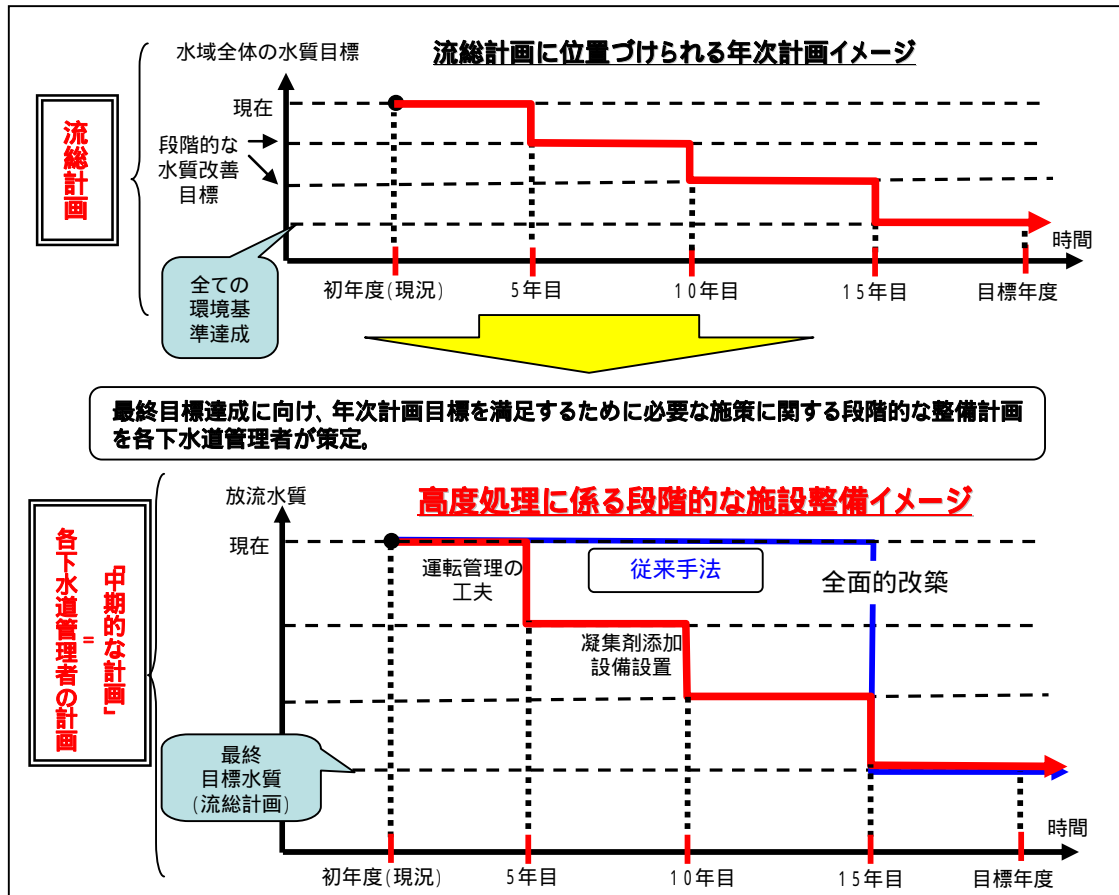


図 - 1 2 段階的な水質改善目標と高度処理（イメージ）



## 5 . 都市内における望ましい水・物質循環系構築のための施策

### (1) 施策の方向性の転換

高度経済成長期における急速な都市化の進展により、生活雑排水による都市内河川や水路の水質悪化が進行した。また、従来、宅地には不適であった低平地における宅地化が進行した結果、都市の浸水被害が顕在化した。

これらの問題に早急に対応するため、これまでの下水道整備は、効率性とスピードを重視し、汚水の集中処理・集中放流、暗渠による速やかな雨水排除を基本として整備を進めてきた。

こうした整備は、公衆衛生の向上や河川等における水質改善等に大きく寄与したが、その一方で、水のバイパスや都市化の進展と相まった雨水の地下浸透阻害の助長等により、都市内の水路等の水量減少を招くとともに、都市内の生活環境の改善や土地利用の高度化への要望から水路の暗渠化が進められた結果、都市の水辺空間の減少を招く等の課題が生じてきた(図 13 参照)。

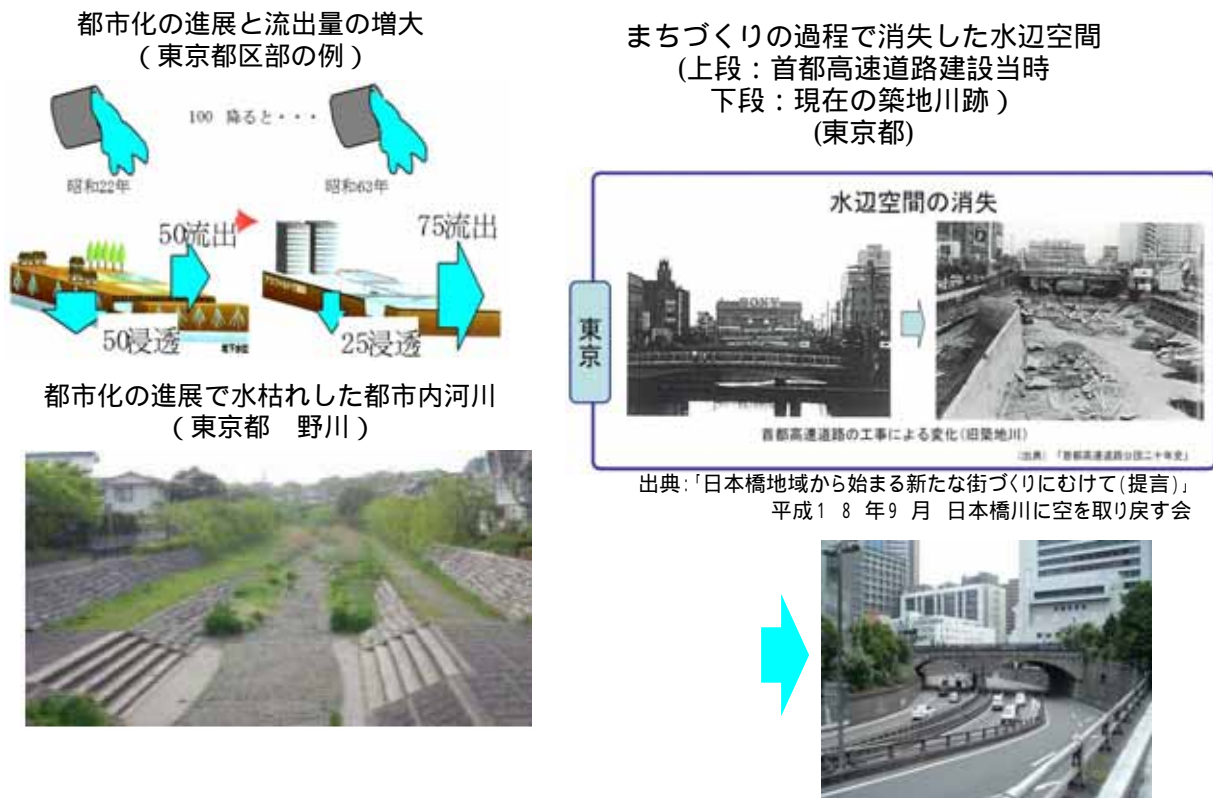


図 13 都市化の進展に伴う雨水の地下浸透阻害や、水路の暗渠化により消失した都市内の水辺空間の例



また、下水道を経由する水の動きとともに、例えば栄養塩等の物質も運ばれるため、下水道による物質の移動は水域の富栄養化にも関わっている。このように、下水道が都市の水・物質循環系に影響を与えてきたこと、その一方で、下水道が都市の水・物質循環系において大きなポテンシャルを有していることを踏まえ、従来の「下水の処理や排除を優先した下水道」から、地域の実情に応じ、再生水や雨水の活用、都市内水辺空間の創出により、「地域における望ましい水・物質循環系の構築に貢献できる下水道」へと転換を図るべきである。

## (2) 施策の重点化

限られた予算と時間の中で、最大限の整備効果を発揮するため、都市における望ましい水・物質循環系の再構築は、全国一律に進めるのではなく、関係部局や住民、NPO等、関係する多様な主体の連携の下に、効率的な整備が可能な箇所や、地域の継続的な取り組みが期待でき、全国的な取り組み推進に向け模範となる箇所に重点化すべきである。具体的には、以下の特性を有する地域において重点的に推進すべきである。

下水道の整備、再構築や都市構造再編と一体的、効率的な整備が可能な地域

住民・NPO等の熱意が高く、適切な役割分担の下で、一体的に取り組むことが期待される地域

## (3) 都市内における水辺再生、水路等の水量確保のための施策

都市内における水辺再生、水量確保のための施策を講じるに当たっては、関係行政機関や地域住民・NPO等多様な主体が連携した協議会等の「場」において、再生水や湧水、雨水等を活用して、まちづくりに必要な水と緑の水辺空間を創出する「水辺の再生計画(仮称)」を策定し、3.で触れたように、「ビジョン・目標の共有」、「地域力の活用」、「地域の発想の尊重」、「活動プロセスの重視」の要素を組み入れた活動を各主体が連携して展開することにより、計画の実現につなげていくことが望ましい。この際、従来は暗渠によって排除することとしていた雨水渠について、親水性や生物の生息にも配慮した開渠構造とすることを目指すこととし、維持管理や安全性等に関する基準の設定等を進めるべきである。また、効率性の観点から、施策を講じるに当たっては、事業の

目的や施設機能の複合化を目指すべきである（図 14 参照）。

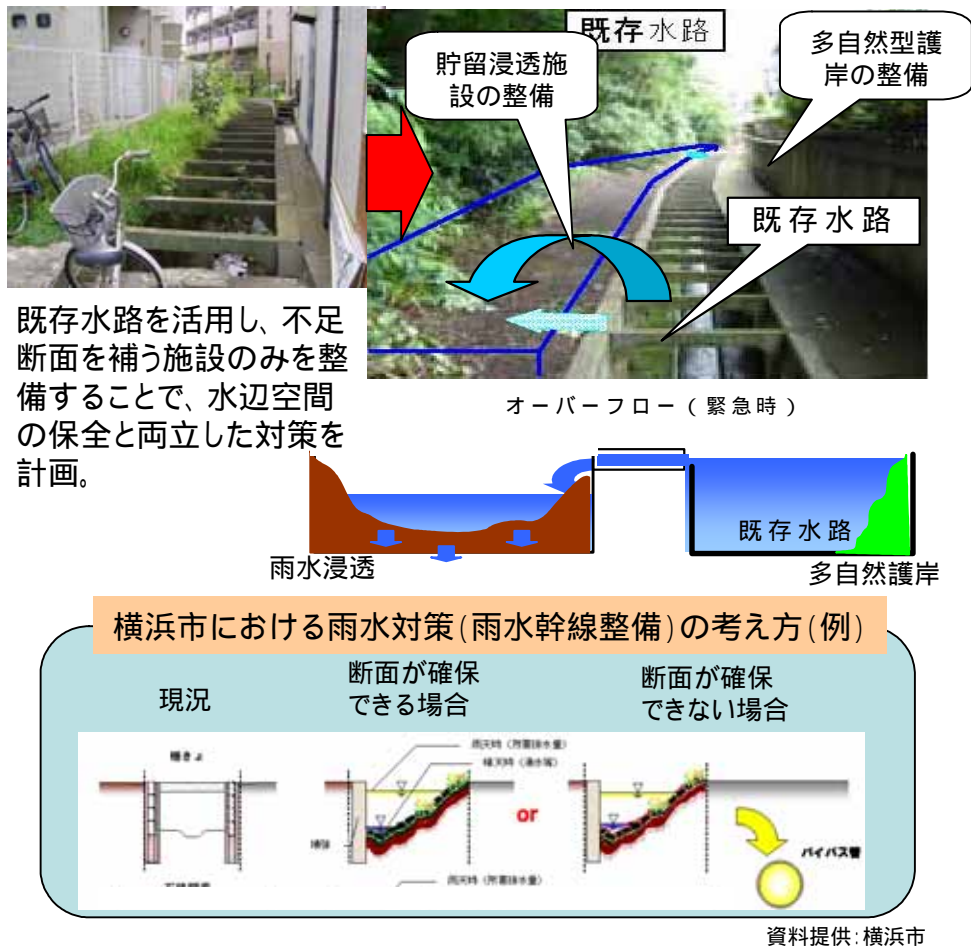


図 14 雨水対策の際に単純に暗渠化せず、水面を確保する対策を計画している例（横浜市）

#### （４）地域にとって望ましい雨水の管理のための施策

関係行政機関や地域住民・NPO 等多様な主体が連携して、協議会等の「場」を設置し、雨水を活用しやすいまちづくりの実現に向け、役割分担を明確化して計画的に推進すべきである。

下水道に関しては、集めて排除するだけでなく、貯める、浸透させる等、年間を通して雨の持つ多様性を活かした雨を集めない下水道も視野に入れ、必要に応じて他の関係部局と連携し、以下の施策を講ずることにより、雨を管理する役割を果たしていくべきである（図 15 参照）。

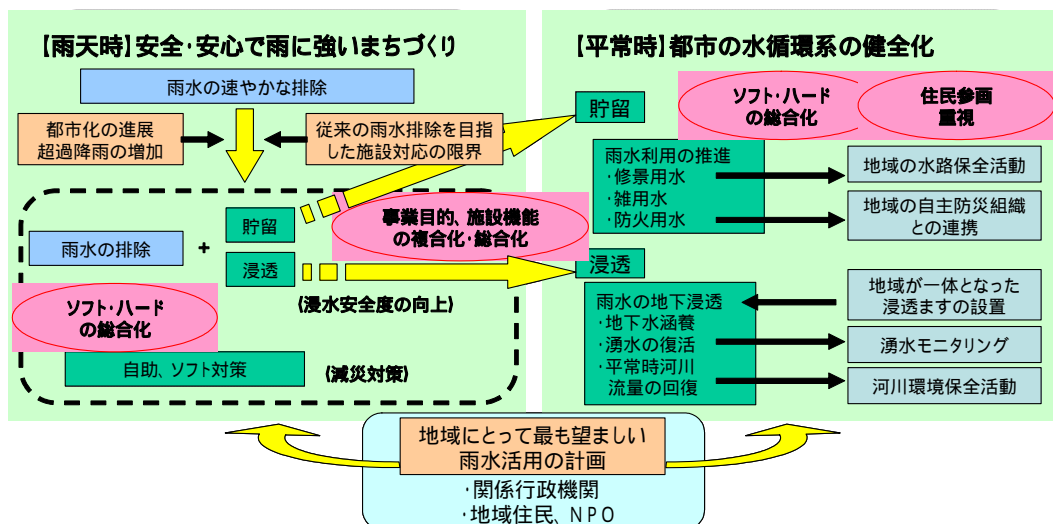


図 - 15 雨水の排除から活用への転換

### 下水道施設における貯留浸透の強化

浸水対策として雨水を排除する下水道から、活用すべき都市の貴重な資源として雨水を管理する下水道への転換を推進すべきである。具体的には、雨水の排水施設において、貯留・浸透を標準化すべきである。

### 下水道以外の公共施設における貯留浸透施設の率先整備

協議会等の「場」の活用により、下水道以外の公共施設管理者と連携し、下水道以外の公共施設において貯留浸透施設を整備するよう働きかけていくべきである。

### 民間施設における貯留浸透施設の設置

下水道による雨水対策のみでは浸水被害の防止が困難な場合には、民間も雨水対策において一定の役割を担うべきであり、民間の分担についても下水道の雨水計画に明確に位置づけるとともに、民間施設における貯留浸透施設の整備を促進するため、施設設置のインセンティブとなる制度を創設すべきである。なお、新規開発に伴う浸透施設の整備促進に当たっては、排水設備設置業者の理解が重要であり、下水道管理者は、浸透用の排水設備を設置するよう、排水設備設置業者に対し日頃より周知することが重要である。

### 雨水浸透機能を担保するための制度導入

民間施設において設置された貯留浸透施設の機能を担保するため、一定規

模以上の貯留浸透施設について、改変の届出、管理協定の効力継承、浸透機能維持のための基準の確立等、貯留浸透施設の機能を担保する制度を創設すべきである。

#### 貯留浸透施設に関する基準の確立

貯留浸透機能を有する排水施設、設備の基準を明確化するとともに、浸透適地・不適地の基準を明らかにすべきである。

#### 雨水活用の推進

雨水の活用を推進するため、水の需要と供給をマッチングするための枠組みをつくるべきである。この際、平常時の雨水活用のみならず、災害時の雨水活用も考慮することが重要である。さらに、雨水利用施設の制度上の位置づけを明確にするとともに、雨水利用施設の計画、設計基準を制定すべきである。

#### 地域にとって望ましい雨水の管理に関する計画の策定

地域が一体となって、「雨に強いまちづくり」とあわせて、「雨水を活かすまちづくり」を実現するために、他の関係行政機関や地域住民・NPO等と連携して協議会等の「場」を設置し、雨水の貯留・浸透・利用を含めた、地域にとって最も望ましい雨水管理の考え方を定めた「雨水を活かすまちづくり計画（仮称）」を策定し、役割分担を明確化して取組を推進すべきである（図16参照）。

なお、浸水被害が著しく、複数の都府県、市町村にまたがる河川の流域のように、広域的な浸水対策が必要な場合は、国、都道府県などの広域行政機関による広域的な視点からの調整が必要となることに留意すべきである（図17参照）。

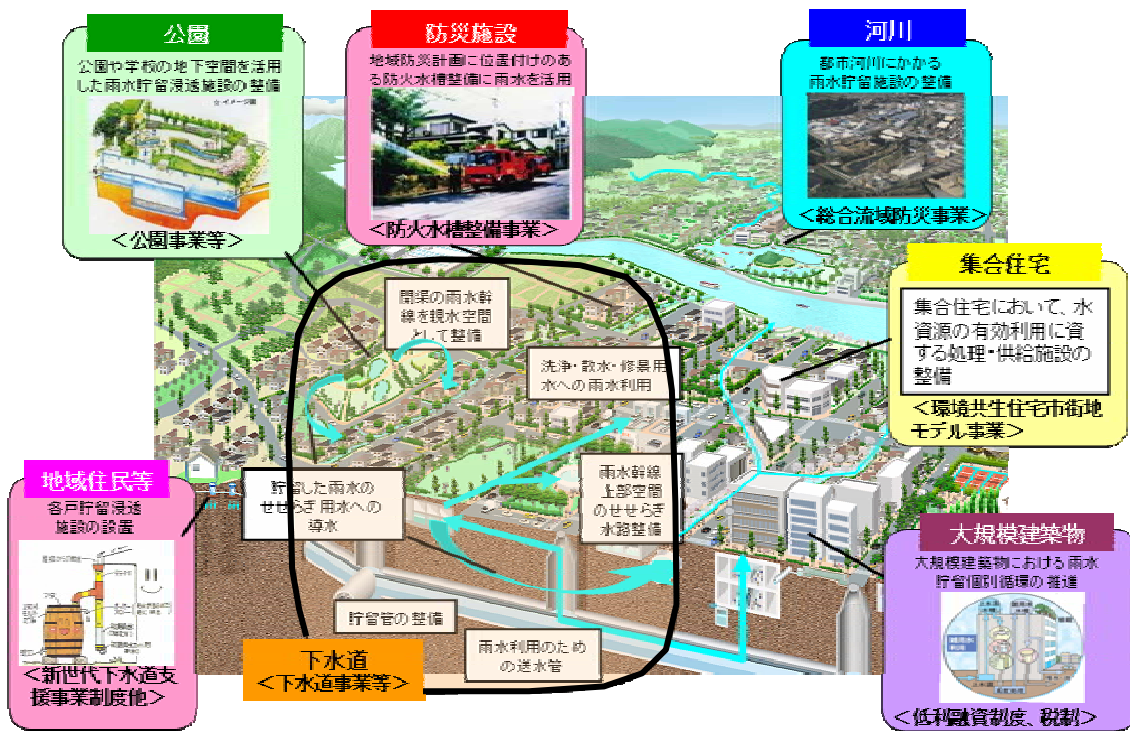


図 - 16 各事業が連携した雨水利用のための施設整備

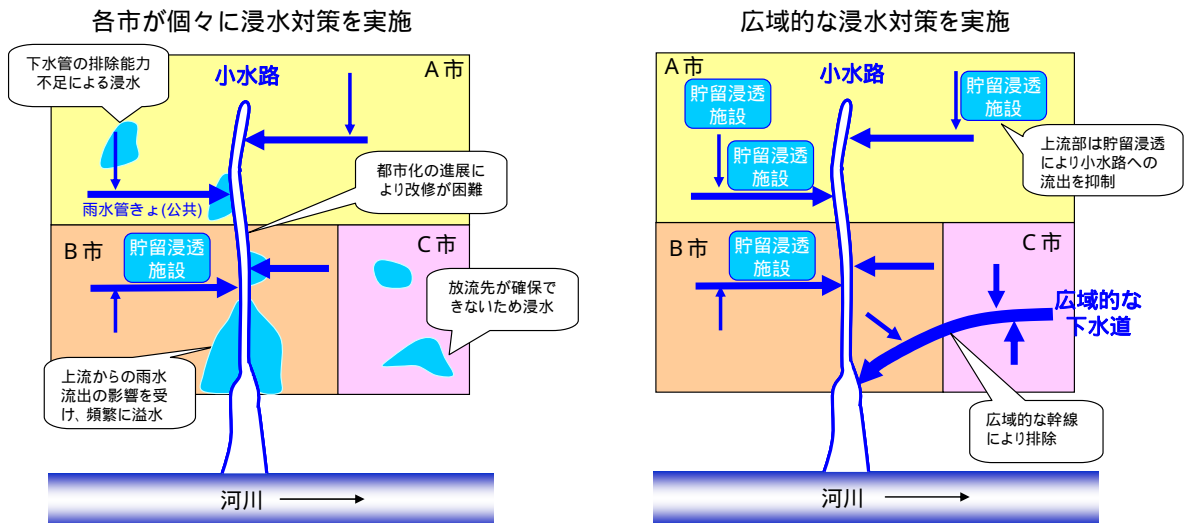


図 - 17 上下流一体に捉えた広域的な浸水対策

## 6 . その他の取組

### ( 1 ) 情報発信の推進

下水道の整備に伴い、下水道に集まる水量は年々増加しており、都市内の水循環や公共用水域に排出する汚濁負荷の管理など、水・物質循環系に対して、下水道の果たす役割は非常に大きなものとなってきた。しかしながら、下水道が目に触れる機会が少ないこともあり、こうした下水道の役割は下水道管理者自身も含め、必ずしも広く社会的に認識されていない。

今後は、下水道管理者自身が意識を改め、流域管理における下水道の役割を十分認識し、流域単位で各下水道管理者が連携を図りつつ、様々な機会を捉え、住民・NPO 等に対し、流域管理における下水道の役割を積極的に情報発信し、「見えない下水道」から「見える下水道」への転換を図っていくべきである。

具体的には、小学校等の学校教育の環境学習の中に、下水道に関する学習を明確に位置づけ、子供が下水道のしくみや流域における下水道の役割を学ぶこと、さらに保護者の理解も得ていくこと、ひいては社会全体に下水道の役割に対する理解の輪を広げていくことへと結びつけていくべきである。

さらに、下水道が「見えない」ことによる実生活との距離感を少しでも解消するため、例えば、合流式下水道区域では、雨天時における大量の水利用を控える等、下水道システムの中で住民が果たすべき下水道の役割について情報発信していくことにより、住民に下水道を身近なものとして実感してもらうための取り組みを推進することも重要である。

ノンポイント対策及び水系リスク対策については、第4回委員会にて審議予定